

## 仕 様 書

もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における方法  
書等作成及び公表支援業務

# もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における方法書等作成及び公表支援業務 仕様書

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における方法書等作成及び公表支援業務(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

## 共通仕様書

### 1 業務の目的

本業務の目的は、次のとおりとする。

#### (1) 配慮書公表支援

札幌市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第6条の3に基づき作成した環境影響評価計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、配慮説明会支援、環境影響評価審議会対応及び見解書作成等の業務を行うものとする。

#### (2) 方法書作成等

もみじ台地域まちづくり計画事業を対象に、札幌市環境影響評価条例第8条に基づき、環境影響評価を行う方法を取りまとめ、公告・縦覧に向けて環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)及び要約書の作成を行うものである。

また、方法書説明会支援、環境影響評価審議会対応及び見解書作成等の業務を行うものとする。

#### (3) 準備書作成(現地調査)

もみじ台地域まちづくり計画に伴う環境影響評価の準備書(以下「準備書」という。)を作成するにあたり、現地調査を令和8年度から先行して実施するものである。

### 2 業務の名称

もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における方法書等作成及び公表支援業務

### 3 業務対象の場所

もみじ台地域土地利用再編区域周辺(もみじ台北7丁目ほか)

### 4 業務期間

契約締結日より令和9年8月31日まで

### 5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

### 6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。また、概要資料・成果報告書については、原則電子データで提出すること。

#### (1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2部
イ 業務実施計画書	2部
ウ 業務責任者等指定通知書	2部

- エ 主任技術者経歴書 2部
- (2)業務完了時に提出する書類
  - ア 業務完了届 2部
  - イ 成果報告書(本編、要約書等)の電子データ(DVD-R等) 2部
- (3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類
- (4)業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

- (5)成果報告書に関する注意事項
  - ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
  - イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
  - ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
  - エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
  - オ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。  
ワープロソフト(Googleドキュメントと互換性が確認されているもの)形式とPDF形式で作成すること。
  - カ ワープロソフト形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

## 7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

## 8 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、再委託承諾願を事前に提出のうえ委託者の承諾を得ること。

## 9 業務管理

- (1) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。
- (3) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。

## 10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

## 11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 12 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者には有利あるいは不利が生じないよう留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

## 13 関係機関との協議

環境影響評価の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 14 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 15 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電子データの活用や両面コピーの徹底、ミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 別記

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし  
てはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を  
他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約  
書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託  
(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得な  
ければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委  
託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者  
指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。)に必  
要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約  
に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結  
果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委  
託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び  
監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委  
託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録  
された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わ  
せる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら  
ない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任  
を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注)委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

# もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における 方法書等作成及び公表支援業務 特記仕様書

## 1 業務の目的

本業務の目的は、次のとおりとする。

### (1) 配慮書公表支援

札幌市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条の3に基づき作成した環境影響評価計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、配慮書説明会支援、環境影響評価審議会対応及び見解書作成等の業務を行うものとする。

### (2) 方法書作成等

もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業を対象に、札幌市環境影響評価条例第8条に基づき、環境影響評価を行う方法を取りまとめ、公告・縦覧に向けて環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及び要約書の作成を行うものである。

また、方法書説明会支援、環境影響評価審議会対応及び見解書作成等の業務を行うものとする。

### (3) 準備書作成（現地調査）

もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価の準備書（以下「準備書」という。）を作成するにあたり、現地調査を令和8年度から先行して実施するものである。

## 2 業務の内容

本業務内容は、次のとおりとする。

### (1) 配慮書公表支援

#### ア 計画準備

配慮書公表支援業務に先立ち、作成済みの配慮書の内容を把握し、業務計画を策定する。

#### イ 配慮書広告対応

(ア) インターネット公表用配慮書（本編）・概要書の作成（PDF等の電子データ）

(イ) 新聞広告に掲載する図書縦覧/説明会の告知にかかる原稿案の作成及び新聞広告掲載（広告掲載する新聞社は1社を想定）

#### ウ 配慮書説明会対応

配慮書の説明会における説明補助及び質疑応答等の業務を行うとともに、説明資料（パワーポイント）、配布資料、議事録の作成を行う。なお、配慮書説明会は1回を予定している。

#### エ 配慮書手続き対応

(ア) 住民意見の取りまとめ

住民意見（配慮書説明会及び公告・縦覧に対する意見）を取りまとめた概要書を作成する。

(イ) 事業者見解書の作成

住民意見に対する事業者（札幌市）の見解書を作成する。

(ウ) 環境影響評価審議会対応

配慮書手続きにおいて、札幌市環境影響評価審議会からの質疑への対応及び

説明用まとめ資料作成（パワーポイント）を行う。（審議会3回程度）

オ 配慮書の修正

製本前の配慮書元データについて、必要に応じて修正を行う。

※製本は、本市が行う。

カ 打合せ協議

配慮書説明会、環境影響審議会等への対応について打ち合わせを行う。回数は3回を予定している

(2) 方法書作成等

ア 方法書(本書及び要約書)の作成

(ア) 方法書は、もみじ台地域まちづくり計画事業における配慮書及び条例第6条の10第1項の市長の意見（以下「市長意見」という。）の内容を踏まえるものとする。

(イ) 図表等を適切に用いること。

(ウ) 配慮書で使用されている文言、表現等について、統一して使用すること。

(エ) 方法書の作成に関する作業内容は次の項目とする。

a 第一種事業の目的及び内容の更新

配慮書で示される「第一種事業の目的及び内容」について、配慮書を踏襲したうえで、方法書で記載が必要な内容について修正を行う。

b 影響想定地域の概況の更新

配慮書で示される事業想定区域及びその他第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「影響想定地域」という。）の概況に関して、配慮書を踏襲したうえで、方法書で記載が必要な内容について修正を行う。なお、影響想定地域の範囲については、再度条件等を整理し、見直すこと。

c 調査、予測及び評価の結果の整理

配慮書で示される調査、予測及び評価の結果を方法書として整理する。

d 市長意見に対する事業者の見解の作成

配慮書に対する市長意見について事業者の見解を作成する。

e 環境影響評価項目の選定

配慮書及び市長意見等に基づき、環境影響評価項目を選定する。配慮書を踏襲したうえで、必要に応じて選定項目の追加を行う。

f 調査、予測及び評価の方法

配慮書で示される調査、予測及び評価の方法並びに市長意見等を踏まえ、環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法を選定する。

g その他

(a) 必要に応じて他都市の環境影響評価内容に関する調査を行うこと。

（類似規模の施設における大気、騒音・振動等の測定結果等をまとめる）

(b) 必要に応じて資料(最新年度データ、文献及び関係省庁公開データ等)の収集を行うこと。ただし、配慮書で収集した資料は提供するものとする。

(c) 作成した図書については、条例に基づき縦覧を行うことから、公開図書としての品質を確保すること。誤記、フォント、文言統一、文章体裁及び構成の統一等に留意し、成果物の中間提出時にもこれらについて留意すること。なお、縦覧については本業務に含まない。

イ 環境影響評価項目における本業務の検討事項一覧

(ア) 次の項目に関しては、配慮書を踏襲するが、方法書の図書作成にあたり追加検

討を行い、調査、予測及び評価方法等の記載を行うこと。

(イ)調査、予測及び評価に関しては、環境基準等を遵守する方針のみではなく、環境への影響を低減できるかどうかについて、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載することを念頭に方法書として記載すること。

a 大気質

(a)現地調査方法の検討

(b)地上気象の調査方法に関する検討

(c)対象地域からの大気資質に関する定量的評価方法の検討

(d)車両による大気汚染に関する対象項目追加の検討（車両排ガスによる影響について、交通量増大地点の調査、予測、定量的調査方法に関する検討を含む）

(e)建設工事中の粉じん等の調査、予測、評価方法の検討

b 騒音・振動

(a)現地調査方法の検討

(b)対象施設内の施設稼働による騒音に関する定量的評価方法の検討

(c)車両の走行による騒音に関する定量的評価方法の検討

(d)車両による影響に関する交通量増大地点の調査及び予測、定量的調査方法の検討

c 水質

(a)環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）

(b)工事期間中に発生する濁水等の発生の調査、予測、評価方法の検討

d 日照阻害

(a)日影発生時間等について、調査及び予測方法の検討

e 電波障害

(a)現地調査方法の検討

(b)電波障害発生地域に関する調査、予測、評価方法の検討

f 植物・動物・生態系

(a)環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）

(b)現地調査方法の検討

(c)建設工事中の影響（建設機械稼働、工事車両運行等）に関する調査、予測、評価方法の検討

g 景観

(a)景観に関する調査、予測、評価方法の検討（緩衝緑地等による見え方の評価を含む）

h 人と自然との触れ合いの活動の場

(a)環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）

(b)工事車両がアクセス状況に与える影響についての調査方法を検討する。

i 廃棄物等

(a)施設から発生する廃棄物について、焼却施設の使用方法や運営計画等を踏まえた選定に関する検討

(b)工事中に発生する建設副産物（残土等）に関する調査、予測、評価方法の検討

j 温室効果ガス

(a)対象地域からの排ガスの影響に関する調査、予測、評価方法の検討

k その他

(a) 配慮書記載事項見直しの検討

ウ 方法書公表支援

(ア) 方法書広告対応

- a インターネット公表用配慮書（本編）・概要書の作成（PDF等の電子データ）
- b 新聞広告に掲載する図書縦覧/説明会の告知にかかる原稿案の作成及び新聞広告掲載（広告掲載する新聞社は1社を想定）

(イ) 方法書説明会対応

方法書の説明会における説明補助及び質疑応答等の業務を行うとともに、説明資料（パワーポイント）、配布資料、議事録の作成を行う。なお、方法書説明会は1回を予定している。

(ウ) 方法書手続き対応

- a 住民意見の取りまとめ  
住民意見（方法書説明会及び公告・縦覧に対する意見）を取りまとめた概要書を作成する。
- b 事業者見解書の作成  
住民意見に対する事業者（札幌市）の見解書を作成する。
- c 環境影響評価審議会対応  
方法書手続きにおいて、札幌市環境影響評価審議会からの質疑への対応及び説明用まとめ資料作成（パワーポイント）を行う。（審議会3回程度）

エ 方法書の修正

製本前の方法書元データについて、必要に応じて修正を行う。

※製本は、本市が行う。

関係機関協議を踏まえ、内容を取りまとめて、方法書及び要約書を作成する

オ 打ち合わせ、協議

初回、中間及び最終を基本とし、必要に応じて委託者の求めに応じて打ち合わせを行う。

(3) 準備書作成（現地調査）

ア 計画準備

(イ) 現地踏査・渉外

調査に先立ち現地を踏査し、調査地点等を選定する。なお、調査地点の状況により用地等の交涉及び必要な届出・申請を行う。

※1調査において用地の確保は受託者が行うが、市有地等の場合は委託者が協力する。

(ロ) 現地踏査結果を元に、現地調査実施計画書を策定する。

イ 現地調査

(イ) 調査数量

現地調査の項目・地点数・回数等は、別紙「現地調査数量一覧表」による。

※2 現地調査に係る仮設電源費、除雪費等は受託者が負担する。

※3 調査業務に起因して発生した事故及び損害については、受託者が責任を負う。

※4 調査開始時点では、方法書が確定していないため、方法書確定後に追加調査の必要が生じた場合等は、追加業務について計画書を策定し発注者と協議する。

(ロ) 現地調査報告書作成

現地調査内容を取りまとめ、準備書の作成のための基礎資料とする。  
 り 打ち合わせ、協議  
 初回、中間時、調査終了時とし、必要に応じて調査結果の報告を行う。

### 3 本業務の想定スケジュール

年度	令和8年度												令和9年度				
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
配慮書 公表		縦覧															
		審議会															
方法書 作成		方法書作成															
								縦覧									
								審議会									
準備書 作成		現地調査															
報告書 作成													報告書作成				

現地調査数量一覧表

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査回数	地点数	特記事項
大気質	・工事の実施（建設機械の稼働）	降下ばいじん	30日間	3季 (春、夏、秋)	1地点 (事業実施想定区域内)	
		SO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 、SPM	7日間	4季 (春、夏、秋、冬)	1地点 (事業実施想定区域内)	
		地上気象(WD、WS)	365日間	1年間	1地点 (事業実施想定区域内)	
	・工事の実施（運搬車両の運行） ・工作物の供用（自動車の走行）	NO <sub>x</sub> 、SPM	7日間	4季 (春、夏、秋、冬)	4地点 (事業実施想定区域周辺)	
		方向別時刻別車種別交通量	24時間	2回 (平日と休日)	4交差点 (事業実施想定区域内及び周辺)	
		走行速度	各方向 最大10台	2回 (平日と休日)	16断面 (事業実施想定区域内及び周辺)	
騒音	・工事の実施（建設機械の稼働）	等価騒音レベル、時間率騒音レベル	24時間	2回 (平日と休日)	5地点 (事業実施想定区域敷地境界)	原則として、再整備の時期(1～5期)ごとに床土対象があり、かつ、影響が大きいと予想される地点を選定
	・工事の実施（運搬車両の運行） ・工作物の供用（自動車の走行）	等価騒音レベル	24時間	2回 (平日と休日)	4地点 (事業実施想定区域周辺)	
振動	・工事の実施（建設機械の稼働）	時間率振動レベル	24時間	2回 (平日と休日)	5地点 (事業実施想定区域敷地境界)	原則として、再整備の時期(1～5期)ごとに床土対象があり、かつ、影響が大きいと予想される地点を選定
	・工事の実施（運搬車両の運行） ・工作物の供用（自動車の走行）	時間率振動レベル	24時間	2回 (平日と休日)	4地点 (事業実施想定区域周辺)	
		地盤卓越振動数	10台	1回	4地点 (事業実施想定区域周辺)	
水質	・土地の存在（工作物の存在）	生活環境項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌数)	水質が安定している日	4季 (春、夏、秋、冬)	3地点 (事業実施想定区域内及び周辺の河川)	
	・工事の実施（造成工事）	SS、流量	出水時	3回	3地点 (事業実施想定区域内及び周辺の河川)	
		土壌沈降試験	任意	1回	5箇所 (事業実施想定区域内)	原則として、再整備の時期(1～5期)ごとの代表箇所
動物	・土地の存在（地形改変後の土地）	哺乳類、鳥類	任意	4季 (春、夏、秋、冬)	事業実施想定区域内及び周辺200m	
	・土地の存在（地形改変後の土地）	両生類、爬虫類、昆虫類、魚類	任意	3季 (春、夏、秋)	事業実施想定区域内及び周辺200m	
植物	・土地の存在（地形改変後の土地）	植物相、植生	任意	3季 (春、夏、秋)	事業実施想定区域内及び周辺200m	
日照阻害	・工作物の存在（工作物の存在）	日影の状況	日中	1回 (冬至日前後)	概ね事業実施想定区域周辺400mの範囲	
電波障害	・工作物の存在（工作物の存在）	テレビ電波の受信状況	任意	1回 (積雪期を除く)	概ね事業実施想定区域周辺200mの範囲 (概ね30～50m間隔)	原則として、対象は札幌中継局(手稲区)
景観	・工作物の存在（工作物の存在）	主要な視点場の状況、主要な自然景観及び都市景観資源等の状況、主要な景観の状況（写真撮影等による）	晴天時	2回 (夏、冬)	8箇所程度 (事業実施想定区域周辺3kmの範囲)	遠方からは事業実施想定区域が望めないため、実際には事業実施想定区域周辺500mの範囲
人と自然との触れ合いの活動の場	・工作物の存在（工作物の存在）	・人と自然との触れ合いの活動の場の状況、・主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況（写真撮影等による）	9～16時の間	6回 (春、夏、秋×平・休日)	5箇所程度 (事業実施想定区域周辺の公園等)	熊の沢公園ほか
廃棄物等	・工事の実施（造成工事）	撤去構造物及び伐採樹木等の状況、建設発生土の状況	既存資料			
温室効果ガス	・工作物の供用（工作物の存在）	温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握、温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の実施状況	既存資料			